

脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要があり、家庭部門における排出量削減に向けては、日々の買い物や食事、移動などの消費行動を通じたライフスタイルの転換が必要不可欠である。

一方で、脱炭素に寄与する商品等については、消費者が「何を基準に選べばよいか」が分かりづらく、行動につながりにくい面がある。このため、消費者が判断に用いることのできる情報（カーボンフットプリント（CFP）、環境ラベル等）を分かりやすく提示し、日常の選択の中で理解・実践できる環境を整えることが重要である。

本業務においては、次世代を担う小学生及びその保護者等を主な対象として、家庭での実践につながる学習・体験の機会を提供し、脱炭素型消費行動の認知・理解・実践を段階的に高めることを目的とする。あわせて、日常の買い物等において、環境配慮型の製品・サービスを主体的に選択できるよう、CFPや環境ラベル等の見方・活用方法の理解を促進する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月12日（木） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月16日（月） 午後5時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月18日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に電子メールで回答する。ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県環境県民局環境政策課 ネット・ゼロカーボン社会推進グループ

② 提案書提出期限

令和8年3月23日（月） 午後5時（必着）

③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取下願【様式第6】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式第1】
 - イ 法人概要説明書【様式2】
 - ウ グループ構成書【様式3】（グループで参加する場合）
 - エ 委任状【様式4】（グループで参加する場合）
 - オ 機密データの保存等に関する申出書【様式7】
 - カ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - キ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）※ ただし、広島県の令和7～9年物品・委託業務競争入札参加資格を有している場合は、納税証明書の提出は必要ないものとする。
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式5）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話又はメールでも受け付け口頭で回答する。

《送付先アドレス》 kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業についての質問」とし、送信後、提出先（広島県環境県民局環境政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。

電話：(082)513-2912（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者が行った質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局環境政策課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年4月1日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年4月3日（金）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことが

ある。

(12) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- ② 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- ③ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。(グループの場合は、代表法人と契約を締結する。)

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書 (案)
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 評価基準
- (6) 様式類

【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式 2】法人概要

【様式 3】グループ構成書

【様式 4】委任状

【様式 5】仕様書等に対する質問書

【様式 6】取下願

【様式 7】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境政策課 担当 山野

電話 082-513-2912 (ダイヤルイン)

メールアドレス kankansei@pref.hiroshima.lg.jp